

経済センサス活動調査規則の一部を改正する省令案新旧対照条文  
経済センサス活動調査規則(平成二十三年総務省・経済産業省令第一号)抄 (傍線部分は改正部分)

改正案

現行

(調査日)  
第四条 経済センサス活動調査は、直前の経済センサス活動調査を行った年から五年目に当たる年(以下「実施年」という。)の六月一日現在によつて行う。

(調査日)  
第四条 経済センサス活動調査は、平成二十四年二月一日現在によつて行う。

(調査の対象)  
第五条 経済センサス活動調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所(国及び地方公共団体の事業所以外の事業所で調査困難地域内にあるもの並びに国及び地方公共団体の事業所を除く。)のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所(以下「調査事業所」という。)について行う。

(調査の対象)  
第五条 経済センサス活動調査は、法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所(国及び地方公共団体の事業所以外の事業所で警戒区域等をその区域内含む調査区内にあるもの並びに国及び地方公共団体の事業所を除く。)のうち、次の各号に掲げる事業所を除く事業所(以下「調査事業所」という。)について行う。

一(四) (略)

一(四) (略)

2 前項に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)の影響により経済センサス活動調査の実施が困難な地域とし

2 前項に規定する「警戒区域等」とは、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に関して原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第五百十

て総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。

(調査事項等)

第六条 経済センサス活動調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、次に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の業種、経営組織、従業者数その他の基本的な属性に応じて必要なものについて行う。

一 四十八 (略)

(削る)

四十九 五十二 (略)

五十三 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

六号)第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長(同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)又は都道府県知事に対して行った次の各号に掲げるいずれかの指示の対象となつた区域をいう。

一 原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示

二 住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うこととの指示

(調査事項等)

第六条 経済センサス活動調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、次に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の業種、経営組織、従業者数その他の基本的な属性に応じて必要なものについて行う。

一 四十八 (略)

四十九 建設業許可番号

五十 五十三 (略)

(新設)

(名簿等の作成)

第九条 総務大臣及び経済産業大臣は、経済センサス活動調査において正確かつ円滑に調査票の配布又は送付を行うため、経済センサス活動調査に先立って、**直前**に実施した経済センサス基礎調査の結果及び行政記録情報その他調査対象事業所を把握するため利用することのできる情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査事前名簿(以下「事前名簿」という。)を作成するとともに企業の本所となる調査事業所に**企業構造の事前確認票**を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名簿及び**企業構造の事前確認票**に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査調査用名簿(以下「調査用名簿」という。)を作成するものとする。

(調査の方法及び期間)

第十条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る経済センサス活動調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査票を収集し又は回収することにより行う

(名簿等の作成)

第九条 総務大臣及び経済産業大臣は、経済センサス活動調査において正確かつ円滑に調査票の配布又は送付を行うため、経済センサス活動調査に先立って、**平成二十一年**に実施した経済センサス基礎調査の結果及び行政記録情報その他調査対象事業所を把握するため利用することのできる情報に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査事前名簿(以下「事前名簿」という。)を作成するとともに企業の本所となる調査事業所に**事業所等確認票**を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名簿及び**事業所等確認票**に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査調査用名簿(以下「調査用名簿」という。)を作成するものとする。

(調査の方法及び期間)

第十条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る経済センサス活動調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる者が、それぞれ同表第三欄に掲げる方法により調査票を配布し又は送付し、及びそれぞれ同表第四欄に掲げる者が、それぞれ同表第五欄に掲げる方法により調査票を収集し又は回収することにより行う

一 (略)	第一欄
(略)	第二欄
(略)	第三欄
調査員 又は市 町村長	第四欄
一の項第 一欄に掲 げる調査 事業所か ら、調査 員にあつ ては調査 票を取集 すること 、市町村 長にあつ ては調査 票を回収 すること	第五欄

一 (略)	第一欄
(略)	第二欄
(略)	第三欄
調査員 又は市 町村長	第四欄
一の項第 一欄に掲 げる調査 事業所か ら、調査 員にあつ ては調査 票を取集 すること 、市町村 長にあつ ては調査 票を回収 すること 、積雪地 域におい ては、市 町村長が 同欄に掲 げる調査 事業所か	第五欄

備考 (略)		五 (略)	二 〜 四 (略)		
		(略)	(略)		
		(略)	(略)		
		〜 町 村 長	て は 市	に お い	定 地 域
		(略)	(略)		

2 前項の規定により行う経済センサス活動調査は、**実施年の五月二十日から七月三十一日までの間**において行う。

備考 (略)		五 (略)	二 〜 四 (略)		
		(略)	(略)		
		(略)	(略)		
			業 大 臣	経 済 産	臣 及 び
		(略)	(略)	(略)	総 務 大

2 前項の規定により行う経済センサス活動調査は、**平成二十四年一月十日から同年三月三十一日までの間**において行う。**ただし、積雪地域においては、平成二十三年十二月十日から平成二十四年三月三十一日までの間**において行う。

町  
村  
長  
ら  
調  
査  
票  
を  
回  
収  
す  
る  
こ  
と。

3 第一項の表一の項第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、その事業所の所在地を管轄する市町村長にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

(新設)

4 第一項の表二の項から五の項までの第一欄に掲げる調査事業所の報告義務者が調査票の配布を受けなかったときは、総務大臣及び経済産業大臣にその旨を申し出て配布を受けなければならない。

(新設)

(事務の委託)

第十條の二 都道府県知事は、経済センサス活動調査に関する事務を円滑に行うため必要があると認めるときは、複合商業施設等について、調査員が行うこととされている事務を当該施設を管理し、又は運営する法人その他の団体に委託して行うことができる。

(新設)

2 前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七條第二項	統計調査員は、市町村長の調査実施上の指導を受けて	第十條の二第一項に掲げる施設を管理し、又は運営する法人そ
--------	--------------------------	------------------------------

	<p>担当調査区内</p>	<p>担当調査区（経済センサス基礎調査規則第十条第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。）</p>	
<p>担当調査区のうち当該委託管理団体が管理し、又は運営する施設内</p>	<p>担当調査区のうち当該委託管理団体が管理し、又は運営する施設</p>	<p>他の団体のうち同項の規定により調査員が行うこととされている事務を委託された者（以下「委託管理団体」という。）は</p>	

<p>第七條第五項</p>	<p>統計調査員を設置した</p>		<p>委託を行った</p>	
	<p>統計調査員の氏名</p>	<p>委託管理団体の名称</p>	<p>統計調査員の身分を示す証票</p>	<p>委託管理団体の証</p>
<p>第八條の見出し</p>	<p>市町村長</p>		<p>都道府県知事</p>	
	<p>統計調査員</p>	<p>委託管理団体</p>	<p>統計調査員</p>	<p>委託管理団体</p>
<p>第八條第二項</p>	<p>統計調査員</p>		<p>委託管理団体に所属し、指名された者</p>	
	<p>証票</p>	<p>委託管理団体証</p>	<p>その身分及び指導員又は調査員の別を示す証票</p>	<p>委託管理団体の証</p>
<p>第十條第一項の表一の項第二欄</p>	<p>調査員（第七條第四項の規定により調査員の事務の一</p>		<p>委託管理団体に所属し、指名された者</p>	
	<p>証票</p>	<p>委託管理団体証</p>	<p>調査員（第七條第四項の規定により調査員の事務の一</p>	<p>委託管理団体に所属し、指名された者</p>

	<p>第十條第一項の表一の項第四欄</p>	<p>第十條第一項の表一の項第五欄</p>	<p>第十二條第一項の表一の項第四欄</p>	<p>第十三條第一項</p>	<p>第十三條第二</p>
<p>部を行う指導員を含む。以下この条、第十二條第一項及び第十三條第一項において同じ。</p>	<p>調査員</p>	<p>調査員</p>	<p>調査員</p>	<p>統計調査員 調査員</p>	<p>統計調査員</p>
<p></p>	<p>委託管理団体に所属し、指名された者</p>	<p>委託管理団体に所属し、指名された者</p>	<p>委託管理団体に所属し、指名された者</p>	<p>委託管理団体に所属し、指名された者</p>	<p>委託管理団体</p>

## (期間の変更)

第十一条 市町村長は、**第十条**第一項（同項の表一の項及び二の項に係る部分に限る。）の規定により行う経済センサス活動調査に關し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたとき又は**第十条**第一項（同項の表三の項に係る部分に限る。）の規定により行う経済センサス活動調査に關し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による報告があつたとき又は**第十条**第一項（同項の表四の項及び五の項に係る部分に限る。）の規定により行う経済センサス活動調査に關し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間により難いときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。

4 (略)

## (期間の変更)

第十一条 市町村長は、**前条**第一項（同項の表一の項及び二の項に係る部分に限る。）の規定により行う経済センサス活動調査に關し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたとき又は**前条**第一項（同項の表三の項に係る部分に限る。）の規定により行う経済センサス活動調査に關し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣及び経済産業大臣に報告しなければならない。

3 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による報告があつたとき又は**前条**第一項（同項の表四の項及び五の項に係る部分に限る。）の規定により行う経済センサス活動調査に關し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第二項に規定する期間により難いときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。

4 (略)

(報告の義務及び方法)  
 第十二条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る  
 経済センサス活動調査に当たっては、同欄に掲げ  
 る調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄  
 に掲げる調査事業所の事業主(当該調査事業所の  
 事業を管理する者をいう。以下同じ。)が、それ  
 ぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それ  
 ぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなけ  
 ればならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 (略)	(略)	(略)	調査票に記入し、調査員による当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えること又は市町村長に当該調査票を提出すること。

(報告の義務及び方法)  
 第十二条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る  
 経済センサス活動調査に当たっては、同欄に掲げ  
 る調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄  
 に掲げる調査事業所の事業主(当該調査事業所の  
 事業を管理する者をいう。以下同じ。)が、それ  
 ぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それ  
 ぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなけ  
 ればならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 (略)	(略)	(略)	調査票に記入し、調査員による当該調査票の取集に応じ、及び調査員の質問に答えること又は市町村長に当該調査票を提出すること。 <b>ただし、積雪地域においては、調査票に記入し、市町</b>

2 (略)	(電子情報処理組織による調査票の回収又は提出等) 第十五条 次に掲げる調査票の回収又は提出の手続は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行い、又は行わせることができる。	(略)	二 四 (略)	
		(略)	(略)	
		(略)	(略)	
		(略)	(略)	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣(ただし、指定地域においては市町村長)に当該調査票を提出すること。

2 (略)	(電子情報処理組織による調査票の回収又は提出等) 第十五条 次に掲げる調査票の回収又は提出の手続は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行い、又は行わせることができる。	(略)	二 四 (略)	
		(略)	(略)	
		(略)	(略)	
		(略)	(略)	調査票に記入し、総務大臣及び経済産業大臣に当該調査票を提出すること。 村長に当該調査票を提出すること。

一 第十条第一項及び第十二条第一項の規定による調査票の回収又は提出の手續

二 第十三条第二項の規定による調査票の提出の手續

三 第十三条第三項の規定による調査票の提出の手續

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して調査票の提出の手續を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに、第十二条第一項の規定により報告すべき事項を当該手續をする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手續を行わなければならない。

一 第十条第一項（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）の規定による調査票の回収又は提出の手續

二 第十三条第二項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手續を行うものに限る。）の提出の手續

三 第十三条第三項の規定による調査票（第十条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）及び第十二条第一項（同項の表二の項及び三の項に係る部分に限る。）の規定により回収又は提出の手續を行うものに限る。）の提出の手續

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して調査票の提出の手續を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の定めるところにより、当該総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機に備えられたファイルに、第十二条第一項（同項の表二の項から四の項までに係る部分に限る。）の規定により報告すべき事項を当該手續をする者の使用に係る電子計算機から入力して、当該手續を行わなければならない。

(調査票等の保存)

第十八条 総務省統計局長は、調査票を三年間、**総務省統計局長及び経済産業大臣は**、調査票の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 (略)

(関連する統計調査の調査票の内容を記録した電磁的記録の保存等)

第二条 経済産業大臣は、第十三条第三項**及び第十条**の規定による調査票の審査に利用させることを目的として、工業統計調査規則(昭和二十六年通商産業省令第八十一号)第二十一条第二項の規定により保存されている電磁的記録のうち**直前に**行った同規則第一条に規定する工業調査の調査票の内容を記録したものと**及び商業統計調査規則(昭和二十七年通商産業省令第六十号)第二十二条第二項の規定により保存されている電磁的記録のうち直前に**行った同規則第一条に規定する商業調査の調査票の内容を記録したものをそれぞれ複写し、並びに当該複写した電磁的記録を**総務大臣、経**

(調査票等の保存)

第十八条 総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存し、**経済産業大臣は**、**調査票の内容が記録されている電磁的記録を永年保存するものとする。**

附則

(施行期日)

第一条 (略)

(関連する統計調査の調査票の内容を記録した電磁的記録の保存等)

第二条 経済産業大臣は、第十三条第三項の規定による調査票の審査に利用させることを目的として、工業統計調査規則(昭和二十六年通商産業省令第八十一号)第二十一条第二項の規定により保存されている電磁的記録のうち**平成二十二年十二月三十一日現在**に行つた同規則第一条に規定する工業調査の調査票の内容を記録したものと**及び商業統計調査規則(昭和二十七年通商産業省令第六十号)第二十二条第二項の規定により保存されている電磁的記録のうち平成十九年六月一日現在**に行つた同規則第一条に規定する商業調査の調査票の内容を記録したものをそれぞれ複写し

2 濟産業大臣及び都道府県知事に送付し、保存及び使用させるものとする。

2 総務大臣、経済産業大臣及び都道府県知事は、前項の規定により送付された電磁的記録を平成三十年三月三十一日まで保存するものとする。

、並びに当該複写した電磁的記録を都道府県知事に送付し、保存及び使用させるものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により送付された電磁的記録を平成二十五年三月三十一日まで保存するものとする。